

公 募

令和 6 年 5 月 8 日

分任契約担当官

小笠原総合事務所長 木本 光彌

下記のとおり不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。

申込みされる方は、下記に従い別途交付する仕様書及び現物熟覧のうえ買受申込書により申し込みください。

記

1 物件の概要

物件番号 1

- (1) 品 名 : ダイハツ ハイゼットカーゴ 品川 4 8 0 え 3 6 8 1
- (2) 走 行 距 離 : 25,556 k m
- (3) 所 在 地 : 東京都小笠原村母島字元地 ロース記念館裏
- (4) そ の 他 : 現状渡し、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、
預託証明書（リサイクル券）及び物件の仕様は別添のとおり

※1 小笠原総合事務所の現場作業に使用していたことから外観に傷やへこみ、内装に汚れがある。

※2 経年劣化が著しく外観に錆が多くみられるが、現状において走行に支障はない。

2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で持参し納付できる者に限る。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 国有財産法第 16 条に該当しない者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

3 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 令和 6 年 6 月 6 日(木) 17 時 00 分(行政機関の休日を除く)
- (2) 申 込 先 小笠原総合事務所国有林課（総務係）

4 申込方法

- (1) 「配付資料等」(5)の買受申込書に必要事項を記載（電話番号を必須）の上、申込先迄、持参又は郵送にて提出する。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期限日の 16 時迄到着受付し

たものに限る。

- (3) 買受申込前に「配付資料等」(7)の暴力団排除に関する誓約事項を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込むこと。引き渡し後の返品は認めない。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしない。

5 仕様書等を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 東京都小笠原村父島字東町
小笠原総合事務所 国有林課（総務係）
電話 04998-2-2103
- (2) 日 時 令和6年5月8日～令和6年6月5日
8時00分～17時15分（12時00分～13時30分を除く、また行政機関の休日を除く）
- (3) 方 法 小笠原総合事務所ホームページからのダウンロードおよび父島の総合事務所
国有林課窓口渡し、および希望者については郵送（郵送手続きには時間がかかりますので、期間に余裕をもってご依頼ください）

6 契約締結期限 契約者を決定した翌日から15日以内。

7 代金納入期限 契約締結と同時に契約金額を小笠原総合事務所国有林課収入官吏に現金納入すること。

8 引き渡し及び名義変更等

- (1) 代金納入日より15日以内（行政機関の休日を除く）
9時から16時まで（12時から13時30分までを除く）
契約者は引取日を事前に連絡し、引取日の了解を得ること。
- (2) 引き渡し場所は東京都小笠原村母島字元地ロース記念館裏とする。
- (3) 引き渡しの際には、「引き渡し注意書兼物品受領書」に記名押印して引き渡し職員に提出すること。
- (4) 契約者は引き渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の掲載された書類を小笠原総合事務所長に提出すること。
- (5) 名義変更の費用等は契約者負担とする。

9 その他

- (1) 提出された買受申込書について、無効の扱いとなる場合は下記の通りとする。
 - 一 委任状を提出しない代理人による買受申込書
 - 二 記名を欠く買受申込書
 - 三 金額を訂正した買受申込書
 - 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である買受申込書
 - 五 同一事項の買受申込書について同一人が2通以上なした買受申込書又は申込人若しくはその代理人が他の買受申込書の代理をした買受申込書

六 申込時刻に遅れた買受申込書

七 その他、申込に関する条件に違反した買受申込書

八 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた買受申込書

- (2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額の者と契約する。
- (3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、翌日までに電話で行う。
- (4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払い物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても契約者負担とする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。

10 配布資料等

- (1) 仕様書
- (2) 車検証、自賠責保険証明書、リサイクル券（各々謄本）
- (3) 応募要領
- (4) 物件写真
- (5) 買受申込書・委任状
- (6) 引き渡し注意書兼物品受領書
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項

仕 様 書

不用物品（公用車）売払い、各物件番号の詳細については、以下のとおりです。

物件番号 1

品 名	ダイハツ ハイゼットカーゴ
車 両 番 号	品川 480 え 3681
走 行 距 離	25,556 k m
車 両 型 式	EDB-S331V
原 動 機 形 式	KF
燃 料 及 び 総 排 気 量	ガソリン・0.65L
年 式	平成 21 年製
車 検 期 限	令和 7 年 3 月 7 日
取 得 年 月 日	平成 21 年 3 月 3 日
自 賠 責 期 限	令和 7 年 4 月 3 日
リサイクル預託金等	リサイクル預託金 8,220 円 預託済
保 管 場 所	東京都小笠原村母島字元地 ローズ記念館裏
付 属 品 等	AT 車、キャリア付属
そ の 他	

※自動車重量税及び自賠責保険料の買取金額は、令和 6 年 6 月 7 日を基準とし、期間終了までの残期間分の料金（1 ヶ月に満たない場合は切り捨て、計算した金額に 10 円未満の端数が生じた場合は切り捨て）で計算しています。

番号 00284

自動車検査証

令和 5年 2月 8日

軽自動車検査協会



車 両 番 号		交 付 年 月 日		初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		
品川 480 え 3681		平成 21年 3月 3日		平成 21年 3月	軽自動車	貨物	自家用	バン [021]		
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長 さ	幅	高 さ	
S331V-0015915		(4) 2人	(250) 350 kg	930 kg	(1400) 1390 kg		339 cm	147 cm	187 cm	
車 名	型 式	原動機の型式		燃料の種類	燃料消費率	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
ダイハツ	[I51] EBD-S331V	KF		ガソリン	0.65L	480 kg	450 kg	15984	0038	
使用者	氏名又は名称	関東森林管理局								
	住 所	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25 [10500 0917]								
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ								
	住 所	使用者住所に同じ								
使用の本拠の位置		東京都一小笠原村父島東町 [13813 0024 007]								
有効期間の満了する日		備考 【東京】 継続検査 平成22年度燃費基準5%向上達成車 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB** 平成27年度エネルギー消費効率算定未了* 【自動車重量税額】 ¥8,200* 【走行距離計表示値】 23,700km (令和5年2月8日)* 【旧走行距離計表示値】 20,800km (令和3年2月15日)* 【受検種別】 指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり* 【受検形態】 指定整備工場**								
令和 7年 3月 7日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										

OCR01-1111

COPY



裏面もご覧ください

証明書 番号	第 61F3H7676 号
-----------	---------------

令和 5年 2月 2日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

損害保険ジャパン株式会社

【注意】

◎内容を正確の確認の上、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
◎この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	品川 480 号 3681 S331V-0015915	自動車の 種 別	軽 (対)
保険期間	自 令和 5年 4月 3日 至 令和 7年 4月 3日 午前12時	使用の本拠 の所在地	東京都 (離島)
住 所 及 び 氏 名	東京都 小笠原村 父島字東町 関東森林管理局	指定金融 機関名	
異 動 事 項		令和 5年 2月 2日	
管轄店名 及び 所在地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿 1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	報 者	株式会社 小笠原サービス N3759000

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0310-2779-3923
車台番号	S331V-0015915
車名	ダイハツ

財団法人

自動車リサイクル促進センター

2009年 3月 3日発行

事務処理番号 :003-1950<1>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥3,690
エアバッグ類料金	¥2,250
フロン類料金	¥2,050
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥8,220

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引取時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0310-2779-3923
車台番号	S331V-0015915
車名	ダイハツ
預託金額	¥8,220 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引渡業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0310-2779-3923
車台番号	S331V-0015915
車名	ダイハツ

受領金額

¥380

(消費税込み)

財団法人

自動車リサイクル促進センター

2009年 3月 3日発行

事務処理番号 :003-1950<1>

応募要領

1 申込方法

- (1) 別紙「買受申込書」により申し込むこと。買受申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封かんし、封筒には申込者の氏名（法人にあつては法人名）、あて名「小笠原総合事務所長」及び案件名「不用物品(公用車)の売払」を表記すること。
- (2) 郵送での提出も認めるが、この場合、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期日の16時までには到着したものを受け付ける。また送付封筒に「買受申込書在中」と記載すること。
- (3) 購入金額は、本体、付属品の合計額(消費税込み)に、残期間分の自賠責保険料と重量税相当額及びリサイクル預託金額を加算した総額を記載する(残存のない場合は不要)。なお、売払物件の引取り及び名義変更手数料等の諸経費は申込者の負担とする。
- (4) 申込者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を申込書提出前に確認しなければならず、また申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (5) 代理人による申込みの場合は、「委任状」を提出すること。なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとし、買受申込書には代理人名を併記のうえ押印すること。この場合、申込者の押印は要しない。

2 買受申込みの無効

買受申込みにあたり、次の項目に該当する場合は、無効とする。

- 一 委任状の無い代理人のした申込み
- 二 記名、押印を欠く申込み
- 三 金額を訂正した申込み
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である申込み
- 五 同一物件の申込みについて同一人が2通以上なした申込み又は申込者若しくはその代理人が他の申込者の代理をした申込み
- 六 申込期日に遅れてした申込み
- 七 その他、申込みに関する条件に違反した申込み
- 八 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み

3 買受人の決定

- (1) 応募締切後、ただちに決定する。
- (2) 申込者が複数となった場合には、予定価格以上かつ買受申込書に記載された金額が最高金額の者と契約する。
- (3) 契約相手方となるべき(2)の価格を提示した者が2人以上あるときは、本件公募事務に

関係の無い職員にくじを引かせ、契約相手方を決定する。

(4) 買受人決定の通知は、契約相手方となった者に対して、翌日までに電話等で行う。

4 買受け後の条件

物件引渡し後、ただちに買受人において名義変更を行い、変更した旨が記載された自動車車検証又は一時抹消登録証明書の写しを提出すること。

5 その他

- (1) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、引渡し前であっても買受人の負担とすること。
- (2) 通貨は、日本通貨に限る。
- (3) 契約保証金は、代金即納であるため免除する。
- (4) 契約書（書面）は作成しないものとする。
- (5) 車両の引渡しは現状による引渡しとなるため、引渡し後の不具合等については一切保証しないものとする。
- (6) 買受人は当該車両の使用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い十分に安全を確認すること。

以 上

物件番号 第1号 ダイハツ ハイゼットカーゴ

前方



後方



左側面



右側面



左前



右前



上部



車内（後方）



物件番号 第1号 ダイハツ ハイゼットカーゴ

走行距離 25,556 km



車内（運転席）



後部座席



運転席および助手席



買 受 申 込 書

物件番号 第 号

物件の品名

購入価格

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(金額の先頭に¥を付けて下さい。)

ただし、上記金額は消費税相当額を含めた金額であるので、契約金額となること及び応募要領並びに物件明細の記載事項を承諾のうえ買受を申し込みます。

令和 年 月 日

分任契約担当官

小笠原総合事務所長 殿

申込者住所 _____

申込者氏名 _____

代理人氏名 _____

電 話 番 号 _____

※代理人による申込みの場合は、申込者の印は不要とする。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、令和 年 月 日公告の不用物品(公用車)売払いにかかる買受申込書提出に関する一切の件を委任します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

分任契約担当官

小笠原総合事務所長 殿

(参考) 買受申込書を封かんする封筒の表示例

買受申込書在中	小笠原総合事務所長 殿 (国有林課扱い)
氏名 ○ ○ ○ ○	件名 不用物品(公用車)の売払
	商号又は名称(法人のみ)

縦書き、横書きどちらでもかまいません。

提出する買受申込書を入れてのり付け
して下さい。

引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引き渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引き渡し後は30日以内に搬出すること。
- 4 引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を小笠原総合事務所長へ提出すること。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号 号）

小笠原総合事務所長 殿

令和6年 月 日

住 所 :

氏 名 :

引渡職員	
------	--

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について買受申込書の提出をもって誓約します。